

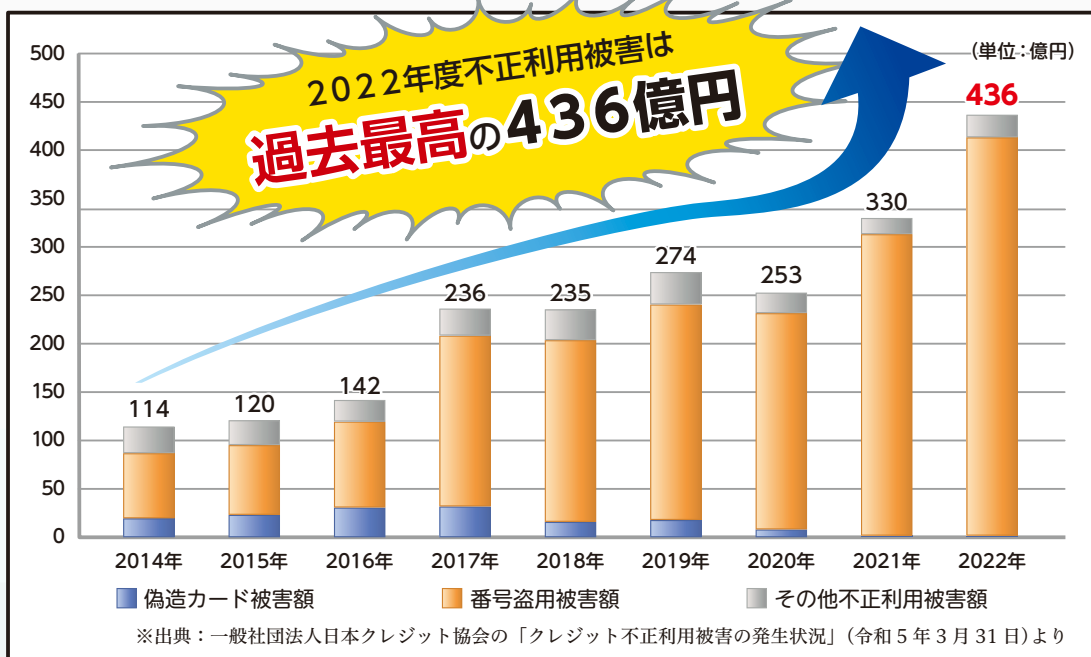
# ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



## クレジットカードの不正利用被害

### 1. 不正利用被害の発生状況



### 2. 不正利用被害の状況

#### 番号盗用の不正被害とは！

不正利用被害で圧倒的に多いのは、番号盗用によるものです。サイバー攻撃やフィッシング詐欺などで盗まれたクレジットカード情報が、インターネットなどの非対面取引で不正に利用されるのが、番号盗用被害です。

番号盗用以外の偽造カードや紛失カードの不正利用は、業界を挙げての対策で少なくなっています。

港区立消費者センター

まずはお電話を！

☎ 03-3456-6827 (相談専用電話)

港区ホームページ  
QRコード

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ) ※祝日、年末年始を除く  
午前9時30分～午後4時まで



## 不正利用被害金を負担するのはだれ？

クレジットカードの不正利用の被害については、大半が各カード会社の補償制度で補填され、クレジットカード会員の直接の負担は少ないとされていますが、クレジットカード会員に不正利用分が請求された相談事例もあります。また、不正利用がこのまま増加するとクレジットカード会社の収益を圧迫し、今後、年会費の値上げ等、会員負担の増加につながる可能性も考えられます。

**不正利用が補償制度で補填されず、クレジットカード会員の負担になる場合もあります。**

### 3. 不正利用被害の相談事例

#### 事例 1

1年前に不審な請求があり、銀行口座から引き落とされていたのに気がついた。カード会社に相談したが、対応されなかった。

#### 事例 2

数カ月前から少額ではあるが、利用の覚えのない請求が続いている。カード会社に申し入れたが、一部しか補填されなかった。

#### 助言

クレジットカード会社により、補償制度が違います。会員規約で十分確認しましょう。また、カードの利用明細を毎月確認しましょう。覚えのない請求でもカード会社に異議を唱えないと了承したものとみなされますので、注意しましょう。

#### 事例 3

深夜スマートフォンを紛失した。スマホに登録してあった2枚のクレジットカードについては、翌日、それぞれの発行会社に電話で連絡したところ、どちらのカードも悪用されていたことが分かった。1社は補償制度で補填されたが、もう1社は補填されないという。おかしいのではないか。

#### 助言

スマートフォン決済のクレジットカード利用については、会員規約の特約で明記しているカード会社が多いようです。クレジットカード不正利用の補償制度が適用されるかどうか、適用される場合はその条件を事前に十分確認しましょう。

スマートフォン決済の認証も完璧ではありません。認証が破られたという事例も発生しています。

クレジットカードが登録されているスマートフォンが紛失や盗難に遭った場合、クレジットカード会社にすぐに連絡しましょう。補償制度が適用されない場合被害額は会員の負担になります。大半のクレジットカード会社は24時間年中無休でカードの紛失・盗難の連絡を受け付けていますので、クレジットカードを無効にしてもらいましょう。

また、スマートフォン決済のクレジットカードを登録する場合、カード利用時に画面がロックされていても顔・指紋・パスコード等の認証が無くても利用可能とすることができます。カード登録の際に、認証不要と設定する場合は、リスクも十分に確認しましょう。

**フィッシング詐欺に引っかかったかも！クレジットカードの請求がおかしい！など、お困りのことがあれば、早めに消費者センターに相談しましょう。**